

2024年9月30日
〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概 要

1. 法人名等

法人名	学校法人津田塾大学
法人代表者	島田精一
担当部署	経営企画課
お問い合わせ先	042-342-5113

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 繙続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して いる。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学では公式ウェブサイト、ガイドブック、広報誌Tsuda Today にて教育・研究の目的を幅広いステークホルダーに示している。 また、2024年度に定めた第2期中期計画（2024/4/1～ 2028/3/31）において教育研究の目的を明確に示している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して いる。

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学は創立者・津田梅子の掲げた理念に基づき、時代の進展に即して「変革を担う女性」の育成を目指し、教育、研究の充実発展を図っている。自己点検評価、外部評価、IR活動、FD・SD活動により一層教育の質を高め社会に有益な人材を育成していく。

遵守原則 2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学は2017年度に総合政策学部（千駄ヶ谷キャンパス）を設置し、現代社会の課題解決に向けて主体的、実践的に取り組むことのできるカリキュラムを提供している。2018年度には連携推進センターを設置し、地域との連携を継続的に行っている。学芸学部（小平キャンパス）では授業の一部を市民に公開し、津田梅子記念交流館においては一般市民向け講座を実施している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して いる。

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	監査機能の向上、及び監事機能の実質化については、監事監査ガ イドラインに沿って進めている。監事の選任については、監事指 名委員会などによる選任はおこなっていないが、財務的な見識 など専門性を重視し、大学経営に明るい人材を選任している。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学では、2015年度に定められた内部監査規程に基づき内部監 査室を設置し、毎年度、内部監査結果（個別）の作成、学長への 結果通知、監事への報告を行っている。また、内部監査報告書 (年次)を作成し、理事会に報告している。2019年度の私立学 校法改正では、監査連絡会を設置し、監事及び会計監査人と連携 している。業務監査により、業務の適正な遂行および不正リスク、未認識リスクの発見に努めてるとともに、法人は、法令遵守

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学は、法令等で定められた書類を適切に公開している。また、 さまざまな対象に向けて、広報誌、Webサイト、SNSなどの手段 で積極的に情報を発信している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守方法に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して いる。

遵守原則 4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学では、評議員会、理事会、監事、学長や教授会等の各機関が 互いに機能し、大学運営が自律的であるための規程や仕組み、環 境の整備ができている。理事、評議員については、それぞれ半数 以上が外部人材であり、多様な意見が反映されるようになってい る。理事、監事、評議員に対しても大学運営に関する講演会参加 など研修の機会を設けるなどしている。

遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学では収入を学納金等のみに頼らず、積極的な寄附の募集、競 争的外部資金の獲得、遊休地活用により財政基盤の安定化および 強化に努めている。資産運用においては資産運用管理規定に基 づき、リスクを避けて行っている。また、危機管理についても規程 に基づき対応している。